

1. 時間外労働の上限規制について(今後の予定)

働き方改革関連法が2019年4月1日より施行されるようになりました。長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことがテーマとして掲げられています。そして、現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和6年4月1日以降、原則として月45時間・年360時間となり、(臨時的な特別の事情がなければ)これを超えることができなくなります。

また、先立って、令和5年4月1日より中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。現在は、1カ月の時間外労働として60時間超の労働をした場合、大企業は50%の割増賃金率、中小企業は25%の割増賃金率ですが、同年4月1日より大企業・中小企業ともに50%の割増賃金率へ変更となるため、労働時間管理や業務の見直しなど対象の事業主様におかれましてはこの1年は確認等を進めていただくことが必要な年になるかと思えます。

ここで、冒頭申し上げました36協定について少しお話させていただきます。36協定とは、労働基準法36条に基づく労使協定です。労働基準法に定める労働時間の原則は、1日8時間、1週40時間とされており(法定労働時間)。労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定める範囲内で1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて、労働させることが可能になります。届出が効力発生要件であり、協定には有効期間がありますので、更新をしていくことも忘れないようにしていただく必要があります。なお今回の内容は、スペース上原則的なものを掲載させていただいているにとどまるため、変形労働時間制の導入や36協定等で見直し及び確認をしたい点がございましたらご相談ください。

2. 4月より中小企業にもパワハラ防止措置が義務化に

4月よりすべての企業でパワハラ防止措置をとることが義務化されることとなりました。パワハラ防止措置の義務は労働施策総合推進法の改正により、大企業では2020年6月から施行、中小企業では猶予されていた(努力義務)となっていたものが3月31日に期限を迎え、すべての企業で行うべきことになった、という経緯です。パワハラ対策の防止措置として、厚生労働大臣の指針では次の4つを定めています。



- ①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発:職場におけるパワハラの内容とそれを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する。
- ②相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備:相談窓口をあらかじめ定め労働者に周知する。
- ③職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応:事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに被害者に対する配慮のための措置・行為者に対する措置を適正に行い、再発防止に向けた措置を講じる。
- ④併せて講ずべき措置:当事者などのプライバシー保護のための措置の実施と周知、相談・協力や都道府県労働局への相談を行ったこと等を理由とする不利益な取扱をされない旨の定めと周知・啓発

パワハラに関しては「パワハラにあたるかどうか」が頭を悩ませるポイントの一つですが、労働施策総合推進法では、職場の「優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害される」ものとし、業務指示・指導の全てがパワハラ危険性を内包する訳ではありません。具体的な行為を確認して線引きし、懲戒規定等(懲戒事由と処分内容、判断要素等)を点検して落とし込んで明示することが重要といえます。

3. ゴールデンウィーク期間中の営業につきまして

5月2日、6日は休業させていただきます。何卒ご承知おきくださいませ。

● 編集後記 ●

3月初めから最強PCウイルスEmotet(エモテット)感染が急激に再燃拡大しているようです。当事務所にも普段やりとりをしている方からウィルスメールらしきものが複数届いています。このウイルスは感染された端末とやりとりをしている感染していない相手先を名乗ってメールが送られてきたりするそうです。Emotet専用の無料感染確認ツールもあるので、確認、駆除まで実行しましょう。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部
 メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山